

「ニセコ町第2次環境基本計画」第1次見直しに基づく

ニセコ町環境白書

【平成24年度～平成28年度】

平成29年3月
ニセコ町

■目次

【はじめに】ニセコ町環境白書のなりたち	2
【第1部】ニセコの環境白書：総集編	6
I 森と水の環境を守る取組み	7
I-1 水源地と地下水の保全	7
I-2 水辺の環境、生態系の保護・保全	9
I-3 水質の保全	12
I-4 河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり	14
I-5 森林環境の保全・育成	15
II 資源やエネルギーを大切に使う取組み	17
II-1 環境と調和した安全・安心な農産物の生産	17
II-2 自然エネルギーの導入と温室効果ガスの削減	18
II-3 省資源・省エネルギーの取組み	21
II-4 ごみの分別と資源化	23
【第2部】ニセコの環境白書：データ編	24
I 森と水の環境を守る取組み	25
I-1 水源地と地下水の保全	25
I-2 水辺の環境、生態系の保護・保全	31
I-3 水質の保全	48
I-4 河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり	56
I-5 森林環境の保全・育成	60
II 資源やエネルギーを大切に使う取組み	73
II-1 環境と調和した安全・安心な農産物の生産	73
II-2 自然エネルギーの導入と温室効果ガスの削減	85
II-3 省資源・省エネルギーの取組み	95
II-4 ごみの分別と資源化	103
III 環境プロジェクトの進行管理と評価の仕組み	113
【参考】ニセコの環境白書：物語編	

【はじめに】

1：ニセコ町第2次環境基本計画における『ニセコ町環境白書』の位置づけ

ニセコ町第2次環境基本計画では、計画の進行管理と評価の仕組み、及び環境白書の作成について、次のように定めています。

① 庁内での進行管理（→内部評価）

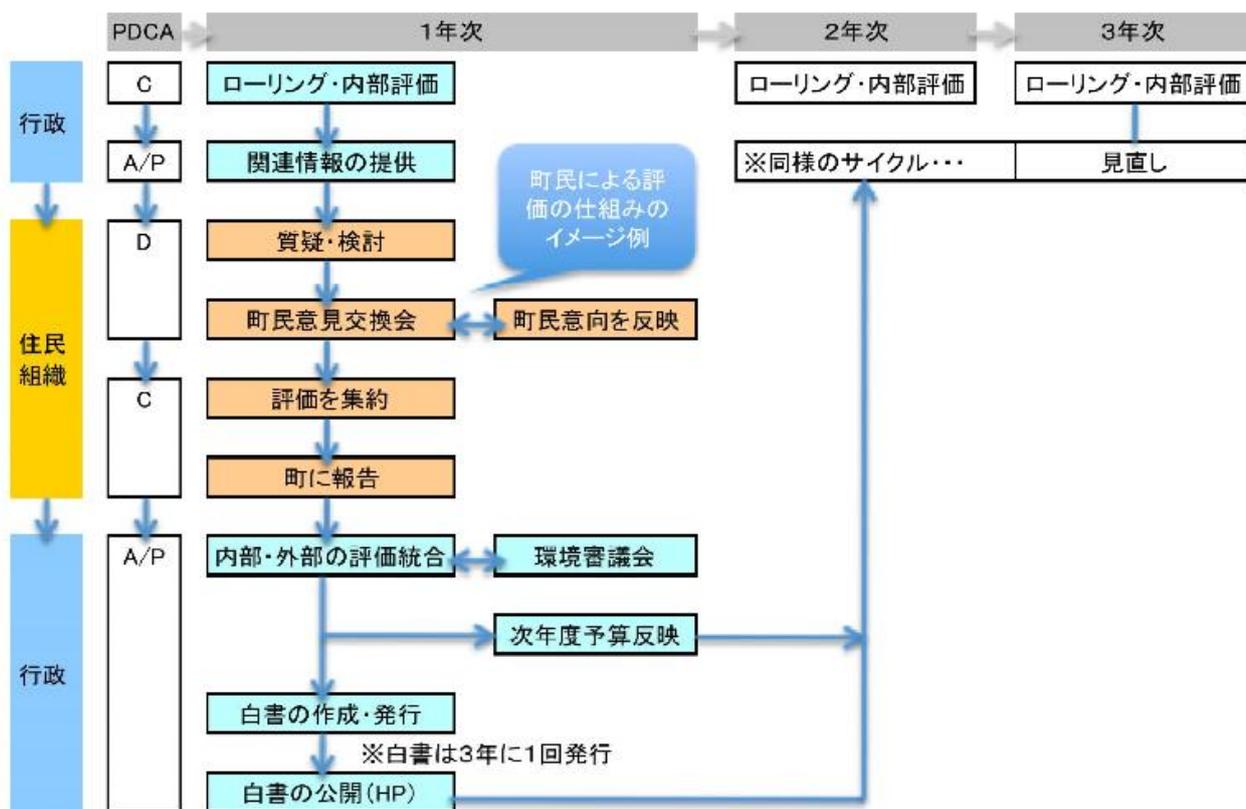
- ・ 環境プロジェクトの手だてと行動の進行状況については、庁内における毎年のローリングのなかで把握し、翌年の予算措置に向けて更新します。
- ・ 毎年のローリングで指標の推移について把握し、翌年の事業の組み立てに反映します。
- ・ 4年ごとの見直しに際して、進行状況の遅滞等を判断し、その原因や背景について分析を加え、次期4年間の事業に向けて調整を行います。

② 町民による進行管理と評価（→外部評価）

- ・ 自主的に集まり町との連携作業にあたる町民組織が、町民による進行管理と評価の活動を行います。
- ・ 上記の町民組織は、進行管理と評価の対象となる環境プロジェクトについて、年度途中から役場担当セクションより情報の提供と説明および質疑等の議論を受け、住民目線からの進行状況についての評価を行います。必要に応じて、町民からの広い意見を受ける場を設け、町民有志としての評価を集約します。集約にあたっては、最終的に住民意見交換会を設け、合意された内容を町に報告します。
- ・ 報告は、次年度予算に間に合う時期までに行います。

③ 町と町民のそれぞれの評価の統合と「環境白書」の作成

- ・ 町民組織の報告を受けた町は、内部評価と合わせ総合的な評価をまとめます。まとめた評価の内容は環境審議会による審議の上でパブリックコメントを経た後に公開されます。
- ・ 「環境白書」は、3年に1回発行することとし、町のホームページ上に公開します。
- ・ また、町民組織の報告を受け、環境白書の作成に先立って、次年度予算に反映できる評価内容については、予算編成に反映します。



2：『ニセコ町環境白書』の具体的な作成方法

環境白書は、下記の手順で作成を進めました。



3：『ニセコ町環境白書』の構成

『ニセコ町環境白書』は、次の3部構成になっています。

【第1部：総集編】

第2次ニセコ町環境基本計画の体系に沿って、計画が施行された平成24年度から平成27年度までにどのような施策が行われ、また行われなかったのかについて、現状と課題と今後に向けた解決の方向性を概括的に俯瞰したものです。

総集編の内容について個別具体的に背景などを知りたい場合は、【第2部：データ編】を参照できます。

【第2部：データ編】

第2次ニセコ町環境基本計画の施策ごとに、第1次見直し(平成24年度～平成27年度)にどのような実施状況だったのか、各年度のローリング結果を体系的にまとめ、その背景などについて、ニセコ町の担当者のコメントと、関連する住民活動を行っている町内グループのコメントをヒアリングに基づき整理しています。その実施状況を示す評価指標があればこれを提示し、今後に向けた個別の取り組みについて検討を深める基礎的データとなるもので、【第1部：総集編】と連動しています。

【参考：物語編】

私たちは、「環境は大事なものだ、大切にしないといけない」と考えています。では、何故環境は大事なものであり、大切にしないといけないのでしょうか？

この自問に、私たちはひとり一人、だれのものでもない自分自身の答えを見つける事が求められます。

ニセコ町民ひとり一人にとって「環境」とは何か、ニセコ町環境白書全体の根底に流れるこの間について、「物語」の形で考えてみます。この物語は、答えではありません。それぞれが自分自身で考える上で、一つのきっかけを提示するものです。

ですので、この「物語」は、ニセコ町の環境のエッセンスを反映してはいますが、現実そのものではありませんし、ニセコ町の環境を広く取り上げた物語でもありません。課題を根源的に感じ取るための、ひとつの筋道を照らすフィクションにすぎないものです。しかし、このフィクションの中にこそ、環境の最も深い真実を感じたい、と思うものなのです。

【第 1 部：総集編】

I-1：水源地と地下水の保全

※施策体系の範囲：I-1-1～I-1-3（データ編P25～P30）

（1）ニセコ町の条例制定と北海道の条例制定により、水資源保全の仕組が強化された

ニセコ町では、「ニセコ町第2次環境基本計画」が施行される前年の平成23年5月から、「水道水源保護条例」と「地下水保全条例」が施行されました。前者は、町民の生活をささえる水道の水源地を開発による汚染や枯渇などから守る条例、後者は町内の地下水の大量採取を制限することで、地下水資源の枯渇や地盤沈下などから守る条例です。

（ニセコ町HPより／http://www.town.niseko.lg.jp/machitsukuri/kankyo/post_80.html）

またその約1年後、北海道も道内において水源地周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が行われていたことなどを背景として、平成24年4月に水資源の保全に向けた基本理念や施策等を定める「北海道水資源保全に関する条例」（以下、「北海道条例」）を制定しました。

（北海道HPより／<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>）

この北海道条例の中で指定されているニセコ町域の水資源保全地域は、11カ所あります。

（北海道HPより／http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_hozentiiki.htm）

町の条例施行時に、水資源保全地域内の土地に関する権利を有している地権者へは制度の内容について周知がなされましたが、その後土地の所有権が移転された先への周知について、町条例の規定では土地所有者の移転に関する規定は特にありませんが、「北海道水資源の保全に関する条例」においては、水資源保全地域内の土地に関する権利を有している地権者がその土地の権利の移転などをしようとするときは、契約の3月前までにその土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局に届出をすることが必要となりました。

このように、ニセコ町が水資源の保全を図るための条例を制定して以降、その趣旨は全道的に広がり、水資源保全の仕組は強化されています。

それでは条例が制定されて以降、ニセコ町第2次環境基本計画の平成24年度～27年度における水資源保全の状況はどのように推移しているのでしょうか。

（2）条例による抑制効果が現れている？

条例の指定対象となった水源地の地権者に対しては、規制内容等の通知を行い、またマスコミ報道等による周知を図っています。

また、水源地周辺地域の開発許可申請案件はまだ発生していません。

さらに、大量取水につながる大規模な井戸の掘削に関する窓口への問合せも、これまで発生していません。

これらの状況から、条例制定の目的であった水資源保全に向けた地権者に関する情報の確保と、制度に基づく開発行為のコントロールは、十分になされているものと考えられます。条例制定による開発抑制効果の現れ、と言っても良いかもしれません。

しかし、制度の対象となる事案がまだ生じていないということは、条例による制度の効果が必要にして十分とまで言えるかどうかについては、立証されたとは言えないということにもなります。むしろ、今後生ずるであろう案件の経緯の如何によっては、水資源保全の趣旨に見合う制度設計となっているかどうかの検証が可能になります。その段階ではじめて、実効性のある評価が可能になるとも言えます。

(3) 大規模な工事による地下水脈への影響は、今後も慎重に検討していく

北海道新幹線の工事が、ニセコ町内でも進んでいます。ニセコ町内域では、新幹線の路線のほとんどが地下トンネルとなるため、トンネル工事による地下水脈への影響が懸念され、「北海道新幹線環境アセスメント」の準備書に対する意見及び事業者による見解が、議論されてきました。

(http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/search/iken.php?map_link=&jid=00023003)

昆布トンネルなどこれまでの工事については、環境アセスメントによる影響調査がなされ、開発工事にあたっての許認可申請が行われ、工事後の事後評価もなされており、現時点で問題は報告されていません。

今後は、ニセコトンネルや羊蹄トンネルなどについても、引き続き地下水脈への影響について情報の共有を進め、注意深く観察していく必要があります。

(4) 水資源に関する情報共有の在り方についての合意形成は、これから

条例の施行に伴い、まちづくり町民講座や広報誌などを介して、制度内容に関する住民への周知と情報共有を進めてきました。

また、平成26年度に行った「環境自治体会議ニセコ会議」のフィールドワークにおいては、条例の対象地となっている水源地の視察を行いました。

しかし、水源地に関する情報の共有については、今後、水源地のリスクマネジメントに関する多様な考え方にもとづく議論や検討が、庁内外、町民の間で広くなされる必要があります。町民のもっとも重要で深刻なライフラインとも言うべき水源に関する情報共有と合意形成のあり方については、「ニセコまちづくり基本条例」の根本精神である、情報共有、住民参加が試されるテーマであると言えます。

I-2：水辺の環境、生態系の保護・保全

※施策体系の範囲：I-2-1～I-2-7（データ編P31～P47）

（1）水辺の環境保全に取り組む、広域的な仕組ができた

尻別川統一条例が流域7町村で制定された平成18年以降、各町村の取組みが互いに連携できるよう尻別川連絡協議会（事務局：蘭越町）が発足し、調整や協議を主とする活動をしてきました。「ニュース」を発行し流域におけるごみ拾いなどの活動紹介や、全国の河川におけるBOD測定値をもとにした「清流日本一」の評価を受けたことなどについて、流域全体への広報を行っています。

しかし、平成23年に生物多様性のシンボルとしてイトウの保護と復活を掲げて、条例の一部改正が行われて以降、この観点についての周知や具体的な取組みを促進する広報活動は決して十分とは言えない状況です。

ニセコ町第2次環境基本計画における大きなテーマである生物多様性の保全を、ニセコ町エリアにおいて象徴的に物語るものが、尻別川におけるオビラメ（イトウ）の保護・復活活動です。この施策領域については、オビラメの会の活動が活発に行われていますが、これと連携する行政を含む流域全体の取組みも行われています。

また、生物多様性の観点から後志地域における生態系を守り定着を図るための広域組織として、後志地域生物多様性協議会（事務局：黒松内町）が平成24年2月に発足し、ニセコ町も参加しています。各町村の行政や民間有識者の他、「オビラメの会」や「しりべつリバーネット」も参加し、イトウの保護活動など、尻別川流域の生態系の保護・保全活動も具体的に取り上げられています。しかしこれらの活動は、まだ広域的に展開されているとは言い難いのが実態です。

これらの活動は、町村など行政間の広域的連携にはまだ結びついておらず、むしろ「オビラメの会」や「しりべつリバーネット」など多様な個別テーマに沿って展開している民間有志による環境保全・生態系保護の活動が、実質的に中心的役割を担ってきたと言えます。イトウの保護活動、尻別川流域と川中のごみ拾い美化活動、子どもたちによる水生昆虫の観察会、流域における里山の生物多様性の環境創造・保全活動、子どもたちを対象とした自然観察会などがその具体的な活動形態です。

これら官民の多様な主体と活動形態が、ネットワーク型に連携することによって、環境基本計画が目指す目標の実現可能性も可視化されることでしょう。

（2）住民団体によるイトウの保護活動が、流域の環境と生態系保護・保全を可視化する

尻別川流域における生物多様性の象徴とも言えるのが、サケ科のイトウです。尻別川のイトウは魚体が他の河川のものよりも大きく、「オビラメ」と称されて釣り人の敬意を集めてきましたが、尻別川が人工的に寸断され、イトウの生息環境として劣化したことにより、絶滅危惧種と称されるまで個体数が激減しました。オビラメの会では、イトウの保護と回復を目指した30年計画のもとに活動を継続して20年目を迎え、ようやく活動の成果が現れ、自然産卵や人工産卵のいずれにおいても次世代の成育が見られるようになってきました。

ニセコ町では、オビラメの会が行っている採捕許可申請の手續に協力するなどしてきましたが、平成27年度には有島地区の第二カシュンベツ川にイトウの畜養池「有島ポンド」を設置するオビラメの会の事業に対して、補助金支出による運営コストの一部負担や住民説明会、オビラメ出前講座の実施、さまざまな媒体による広報展開などの支援を行いました。

その成果もあって有島ポンドを見学を訪れる町内外の住民も増えていますが、オビラメの会のメンバーも毎日ポンドのイトウの様子を観察し、必要な補修を加えるなど生態系を保護する活動を続けています。

(3) 多様なテーマで住民活動が行われている

尻別川流域の水辺環境保護・保全に関わる住民活動は、それぞれが個性的で、多様なテーマで取組まれています。

地域資源の「あるもの探し」をコンセプトしている地元学は、ニセコ町環境基本計画を支える実践的理念ですが、これを手法とした活動のひとつが小河川に生息している水生昆虫の観察会です。FFニセコ・川を見る会が毎年2回、小学生を対象にルベシベ川で行っています。

また、ニセコ環境評価の会ではニセコらしい里山のあり方を考えるワークショップの一環として、有島地区の有島灌漑溝の草刈りなどに協力するとともに、有島灌漑溝を歩いて水環境について町民と一緒に考えました。有島記念館では、有島灌漑溝周辺の植物観察会を主催しています。さらに、ニセコ自然エネルギー研究会の有志はマイクロ水力発電機を町から借り受けて、発電を行う実践的活動を行っています。

このように、個別のテーマで住民や行政が水環境に関わる活動を行っています。それぞれの活動が連携してネットワークを形成し、活動の深化や拡大に結びつくような仕組みづくりにまでは至っていないのが実状です。それは今後の課題と言えますが、活動を通じて互いに参加し合い住民同士の連携を形成していくことが、生態系の複雑な関連を保護する仕組みづくりに結びつくでしょう。

(4) 従来の生態系と人間社会への脅威となる、外来種の侵入を防ぐ

ニセコ町内における在来種と外来種の分布状況については、これまで風力発電環境アセスメントなどにおける調査によって、その実態の一部が把握され報告されてきましたが、地域における生活や自然との関わりの中においても、外来種の影響が見られるようになってきました。

日常空間のあらゆるところでセイヨウタンポポが群落を形成し、春の原風景が既に外来種によって置き換わっていることは周知の事実です。ニセコのような自然の豊かな水環境においても、近年、ニホンザリガニが観察される機会は減少しています。

これらの事例だけであれば、外来種問題が人間にどのような影響を与えることになるのか、なかなか実感しにくいかもしれません。しかし、農地ではアライグマによる農作物への被害が拡大し続けており、駆除の本格的な体制づくりも後手に回っています。また、戦後北海道中に蔓延したエキノコックスは、キツネとエゾヤチネズミを循環する生態を有する外来種の寄生虫ですが、虫卵が人間の体内に取り込まれると死に至る病となるため、外来種問題は人間社会の経済活動や健康・生命の維持にとって無視できない脅威となっています。

ニセコ町においては、羊蹄山麓を含む近隣8町村と連携しながら、エキノコックスの駆虫活動が行政と住民の協働によって担われています。この活動は一過性の盛り上がりでは維持できず、活動の意義を地域全体で共有することにより、参加する各主体がそれぞれの役割を地道に担い続けていくことが、エキノコックスのいない在来の生態系を維持する結果をもたらします。その意味において、生態系を守る地域の住民活動のひとつのモデルと言えるかもしれません。

(5) ニセコ町景観条例の精神を、生態系保全に結びつける

水辺や流域全体の景観形成と景観保全にとってニセコ町景観条例は、大きな役割を担っています。リゾートエリアを中心にさまざまな開発が進むニセコ町では、建築物や工作物、屋外広告物の計画が毎年50件前後で推移しています。これらのうち大規模な開発事業は、景観条例によって町長の同意だけでなく、地域住

民からの合意を得なければその推進は事実上困難な仕組になっています。にも拘らず土地や家屋の売買取引は多く、不動産取引の市場は活性化し続けています。

しかし一方では、農家や別荘などの所有者の高齢化に伴い空き家となっている建築物も増えてきました。これらの空き家に関する既存の制度では、有効な対策に限界が生じています。今後は、これからも増え続けるであろう別荘などに、将来の空き家化を防ぐ仕組を導入する方向で検討を進める必要があります。

また、景観条例が定める保全すべき景観「ふるさと眺望点」は、住民の評価をもとに、現在2カ所（双子のさくらんぼの木、ダチョウ牧場）が指定されています。このうち、双子のさくらんぼの木は最近樹勢が衰えているので、その回復に向けて状況の把握と対応策の検討が進められています。またふるさと眺望点は、多くの人が訪れ景観ポイントとなることが多いので、周辺の駐車スペースの整備が課題になっている他、撮影のため農地に無断で踏み入るなど観光客のマナー違反が跡を絶たず、啓発と防止の対応策が大きな課題になっています。

ふるさと眺望点に限らず、自然を背景とした農業景観はニセコらしい原風景といえます。ニセコ町の自然生態系の一部であるこの原風景を守ることは、観光客を受け入れ続けていくためにも貴重な地域資源の保護・保全活動が必要です。そのエリアの土地所有者だけでなく、ニセコ町の地域住民や行政が、それぞれのような活動をし、連携することができるのかが問われていると言えるでしょう。

水辺の環境と生態系の保護・保全は、私たちのくらしや生産活動と密接に結びついていることが、このようなことから実感できます。生態系の保護活動、保全活動は、私たちひとりひとりにとって身近な課題なのです。

（１）住民の環境美化活動と行政のインフラ整備が、尻別川の水質を守っている

多様な利用目的が時には利害を相反させることもある尻別川ですが、良好な水質の維持はどのような利用形態にとっても望ましい大切な価値です。ラフティングなど尻別川の自然資源を観光利用している事業者は河川のごみ拾い活動を自主的に行い、流域各地における連携した活動を目指しています。残念ながら、流域の全ての町村域で実施するところまでには至っていませんが、ニセコ町域においても、ラフティング協会が毎年実施しています。集めたごみは、ニセコ町が臨時にごみステーションを設置して回収するなど、官民の協働も進んでいます。活動が継続されてほぼ20年を経過し、回収されるごみの量も非常に少なくなって、ごみの不法投棄の抑制効果にも寄与しているのではないかと指摘もあります。

また、尻別川は平成26年までに、国交省の「清流日本一」に14回認定されていますが、これはBODを指標値としているものです。この成果の背景となっていることのひとつとして、ニセコ町を含む流域各自治体における公共下水道と合併処理浄化槽の普及があります。ニセコ町においても公共下水道が敷設されていない地区では合併処理浄化槽への切り替えを進めていますが、一部で切り替えがなかなか進んでいない実態もあり、一層の促進が求められます。

さらに、尻別川のニセコ町域では、ラフティングやカヌー経験者からの指摘として、水がきれいという印象は必ずしも強くなく、BOD測定地点の問題や、BOD以外の測定の必要性などより総合的な評価に向けた再検討を求める声もあります。

（２）合併処理浄化槽の、一層の普及拡大を妨げている要因は何か

公共下水道敷設エリア以外は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。しかし、多額に及ぶ経費のため、町では設置経費の一部を補助してその普及拡大を支援しています。毎年10～20件程度の補助申請がありますが、未設置世帯は相変わらず多く、未設置世帯への支援のあり方が課題となっています。ニセコ町で新規に住宅を建てる移住世帯の多くは、合併処理浄化槽を組み込むケースがほとんどですが、従来からの世帯家屋で、たとえば高齢化が進んでいるなどの状況から導入に踏み切れないケースもあることから、具体的なケースに即した支援のあり方の検討が求められます。

また、導入時の経費負担だけでなく、維持に掛かる諸負担の在り方についても、利用者の声などから実態や課題を把握する必要があります。現在の制度では、維持に掛かる検査やメンテナンス等は法定の仕組に依拠していますが、より柔軟な仕組を検討するために現場の声に耳を傾けることが、町の役割となるでしょう。

（３）法定水準から一步踏み込んだ、行政の環境保全活動が期待される

尻別川流域の水質などの水環境は、全国的視野で見ても高い水準にあると言えます。しかし、それはある意味で表面的な現象、あるいは環境の一側面に過ぎない指標値への過大な評価という冷静な視点も必要でしょう。

尻別川のごみ拾いをしているアウトドア事業者やNPOのボランティア活動報告によると、以前より総量は少なくなったとは言え、相変わらず不注意によると思われるごみの他、明らかに意図的と思われる不法投棄も跡を絶たない状況です。ごみ拾いをしているボランティア活動を支える精神は、きれいな川には意図的にごみを投げることを躊躇させる力がある、という信念です。その活動の成果が年々、目に見えるようになって一方、意図的な不法投棄は相変わらず高い割合で推移しています。日常的に不法投棄を監視する

というのは現実的には困難ですので、日常的なごみ拾いなどの美化活動を継続し広めることによる抑止効果を期待する地道な活動が、有効な解決策と言えます。

尻別川のごみ拾いをしているアウトドア事業者は、季節ごとの増水時における川遊びの事故の危険性に関する事前の現場チェックの際、不法投棄されやすい場所の巡回も、関係機関と協力しながら行っています。この活動は、事実上ボランティア活動として行われていますが、本来は、行政機関の主体的な責務でもあるので、民間のこのような自主的活動を積極的かつ継続的に支える仕組みづくりを行うことは、行政の基本的な使命といえます。

ニセコ町役場職員が町内を折々に循環してごみを拾いながら、まちの現状実態及び課題を直接見て感じる美化巡視活動が行われています。役場はまちづくりの事務局という根本理念に基づいて、まちづくりの表層の背後にあるさまざまな課題を直接肌で感じることで、まちづくり基本条例が掲げる住民主体のまちづくりに向けた情報共有や住民参加の原点となることに、改めて想いを致すべきでしょう。

I-4 : 河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり

※施策体系の範囲：I-4-1～I-4-4（データ編P56～P59）

河川利用のルールづくりに参加した地域の経験が、多様な住民活動を生み育ててきた

尻別川は、自然生態系の宝庫というべき水循環の大動脈です。その豊かな自然資源の恵みを受けて、古来より流域だけでなく近隣のアイヌたちの漁場となり、人と自然が共生する空間軸でありました。蝦夷から北海道へと開発が進むに際しては、河川がその最初の交通路となり、人間のさまざまな活動の導入経路として、歴史とともに歩んできたのです。今日では、農業や漁業、林業、観光、レクリエーション、スポーツ、教育、エネルギー源など多様に利用されています。

この多様な利用形態は、相互に利害の衝突をもたらすようになりました。そんな中でそれぞれが自己主張をするだけでは、尻別川の多様で豊かな自然資源が枯渇し、ひいては、誰もその恵みを受用することが出来なくなるでしょう。

そこで、矛盾する多様な河川利用の主体が集まり、川の利用のルールづくりに向けた話し合いがはじまりました。平成10年のことです。ぶつかり合う中で、平成12年には『しりべつ川の約束』と題するルールを作り上げ、さらに平成15年にはさまざまな河川関係諸団体の参加も得て、川利用のルールが合意形成され、『みんなでつくろう川のルール』が作成されました。多くの住民団体や経済団体、行政機関等が合意形成できたのは、それまでの無秩序な川利用を何とかしないと流域の豊かな自然は失われてしまうという危機感でした。この合意形成をもたらした議論の中から、その後のさまざまな住民活動が継続的あるいは新規に生まれ育ってきたのです。

この民間主体のルールづくりにつき動かされるような形で、流域7町村が『尻別川統一条例』を制定したのは、平成18年のことでした。流域の住民と行政が協働で尻別川の自然を守る枠組みを創造したのです。その後、今日に至る「住民が自主的に活動を起こし行政がそれを支援する」という基本的な連携の姿が定着したのは、このような関係者自らによるルールづくりから条例制定へという歴史的な経緯があったからと言えます。

流域に関わる住民活動団体が相互に連携するネットワークも次第に広がってきており、平成27年度には、川文化の創造などに関する情報交換を行う「川に学ぶ体験活動全国大会」が尻別川で開催されるまでに至っています。平成13年に「尻別川の未来を考えるオビラメの会」が立てた「オビラメ復活30年計画」もほぼ同じ時間軸で進められており、その成果も眼に見える形で実現しています。行政の支援も有効に絡み合ってきました。

また、流域を形成する尻別川支流などに関連して、有島灌漑溝はその歴史的意義だけでなく、里山的自然生態系や太陽の熱で水を温めるといった自然エネルギー的観点を含みつつ、地域コミュニティの新たな再生にも結びつき始めています。

尻別川の自然生態系は、河川の多様な利用形態として、また生物多様性の象徴的空間として地域社会における合意形成を生み出す原動力となっているのです。

I-5：森林環境の保全・育成

※施策体系の範囲：I-5-1～I-5-7（データ編P60～P72）

（１）森林の伐採に伴う植林は制度の枠内で行われているが、必ずしも十分とは言えない

森林の整備や保全に関する方針は、「森林整備計画」に策定されています。定期的に見直されており、平成28年度にもその結果が公示されます。平成24年度の森林法改正に基づき、この計画の中で、森林エリアは公益的機能（水源涵養機能、山地災害防止／土壌保全機能、快適環境機能、保健文化機能）と木材生産機能の5区分によるゾーニングがなされています。ゾーニングによって森林の保全と開発の優先度が異なり、木材生産機能森林では保全より開発行為が優先されますが、それ以外のゾーニングでは、開発行為より保全が優先されます。

また「森林整備計画」では、森林を伐採した場合は造林することを義務化しており、その遂行を届け出るようになっていました。その届け出がなされない場合、町は伐採中止、造林命令を行います。さらに、伐採に伴う補助金は造林しないと支給されません。これらの観点から町では森林の伐採に関わる造林について、補助金支給、造林勧告、造林命令による誘導、規制を行っています。

（<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/sidou/pdf/aratanasityousonninrinkeikaku.pdf>）

しかし、すべての森林所有者が森林法に基づく森林経営計画を作成しているわけではなく、森林組合も通さずに業者に直接伐採させる経営者もいて、届け出がなされていない伐採後の植林が適切になされているかどうか、その把握は決して容易ではありません。

また、森林の多様な生態系を保全するためには、伐採後の植林は針広混交林の形成を目指すこととされていますが、経済林の場合はコスト面などから広葉樹を植林するケースは少なく、混交林となると非現実的な選択肢となっています。公益的機能林については、経済林のように簡単には伐採できないとは言え、ゾーニングとして経済林と重複指定されている場合もあり、その場合の伐採と植林が生態系保全の観点で貫かれているかどうかは、明確に把握、管理されているとは言えません。

さらに、経済林の経営計画として樹木の二酸化炭素吸収面からの樹齢管理が適切に行われているかと言えば、そうとは言い難い状況にあります。

森林の育成管理について実地に即して学ぶ場であった「ニセコ森と緑の会」も、会員の高齢化などにより平成27年度までに解散しており、既往の住民組織が機能しにくい状況にもなっています。

総じて、森林法に基づく制度的な森林管理は実施されているものの、制度の網の目で拾いきれていない実態もありそうです。また、最近になり「自伐型林業」検討の動きが出てきています。

（２）森林の自然生態系を理解する観察会などの活動は、まだ始まったばかり

森林の生態系に関する自然観察会やネイチャーガイドは、まだほとんど行われていません。しかし旧有島農場地区をフィールドに、子どもを対象とした里山自然観察プログラムが、ネイチャーガイド事業者により行われています。また、有島の里山的地域資源である有島灌漑溝に沿った自然観察会が、有島記念館によって行われており、町内外からの関心を引きつけている一方で、今後の生態系をどのように保全するかといった課題が浮かび上がっています。

（３）里山の地域共同利用に向けた、保全活動の展開

ニセコ環境評価の会では、ニセコらしい里山を考えるため有島地区でフィールド活動をはじめています。また有島灌漑溝や宮山、カタクリの丘、第2カシュンベツ川などの地域資源の保全の活動を行っているさまざまな住民団体と関わりながら、相互にネットワークを形成しています。

多様な自然生態系は、一元的な考え方で捉えることは難しく、様々な保全活動が求められます。その多様な保全活動の取組みが結びつき、自然環境の地域共同利用へとつながります。

(4) 町の主体的判断に基づく森林環境のあるべき姿を描く土地利用計画の必要性

平成 24 年度に行われた森林法の改正は、森林整備計画制度について重要な考え方を示しています。それによると、市町村森林整備計画において、地域の森林の目指すべき姿とその実現方法は、「従来手抜きされがちであったが」（引用は下記サイトより）、地域自身が確立することが「本当は最重要」であり、特に、森林の多様な機能に即したゾーニングについても、市町村の判断で「重複や白地の設定も可能」となったことから、公益的機能と木材生産的機能の重複もあり得その場合の伐採や植林の方針等については市町村、地域の判断が求められるとされています。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/sidou/pdf/aratanasityousonnsinnrinkeikaku.pdf>)

このことは、森林の利用や保全に関する方針が、森林法などによって一意的に規定されているのではなく、市町村が策定する「森林整備計画」の中で、地域の合意形成を含めて市町村が主体的にゾーニングなどを作るよう求められていることを意味しています。

ニセコ町は、土地利用の五区分ごとの規定を法に基づくそれぞれの計画の中でこれまで縦割りで担保してきましたが、リゾートなどの開発圧と調整しながら適切な土地利用の運営を進めるためには、森林法におけるこのような地域の主体的判断重視の方向性を踏まえ、他の土地利用区分との重複や白地の存在に対する地域としての判断などを総合的に表わす、ニセコ町としての土地利用に関する具体的方針が求められます。

環境の保全は、部分的、局所の方針では適いません。環境自体が複雑で総合的なものであるため、そのあり方を相互に総合的に問い、考え、その検討結果を示す必要があるからです。その方向付けのあり方などについて、今後に向けた検討が求められていると言えます。

Ⅱ-1：環境と調和した安全・安心な農産物の生産

※施策体系の範囲：Ⅱ-1-1～Ⅱ-1-4（データ編P73～P84）

（1）堆肥センターに結実している農業の資源循環を検証する仕組み

ニセコ町の土づくりと地域循環型クリーン農業の推進を象徴しているのは、堆肥センターです。町内の農林業によって排出される牛糞とバークをもとにした堆肥や、家庭や公共下水道が排出する生ごみと汚泥をもとにした堆肥も、生産された全量が農地や家庭の菜園に還元され、資源の地域内循環が形成されています。特に、需要が多い牛糞／バーク堆肥は、牛糞の供給が需要量に追いつけない状況が続き、国営農地整備事業の進捗により需要がさらに拡大する可能性がある中で、資源循環の量的拡大がどこまで可能かという課題は、酪農業振興の今後の推移と密接に関連してきます。

堆肥センターを中核とする地域循環型クリーン農業を推進するうえで、土壌診断に基づく施肥・防除がより効果をあげることが期待されますが、今後、国営農地整備計画の進捗によっては土壌診断のニーズも増えることが予想されています。また、使用肥料や農薬に関するトレーサビリティは、クリーン農業認証申請と関連して実施されるケースが多く、新規実施と取りやめが拮抗しながら、総体としては年々微増傾向にあります。クリーン農業認証については、現在「イエスクリーン」の普及を中心的に進めており、ニセコ町独自のクリーン農業認証制度については、課題が多くハードルが高いことから、今後に向けた課題として引き続き検討し取り組んでいきます。

（2）ビュープラザが、地産地消と6次産業化を全町的に拡げるきっかけに

ビュープラザ直売会協同組合が平成25年度に設立されてから、販売状況は増加傾向を維持しています。この波及効果として、ビュープラザ直売会協同組合以外の農家も別の場所での直売等に参入し、ニセコ町全体としての農産物の販売状況は拡大傾向にあります。これは、ニセコ町民にとっては地産地消の定着をもたらすとともに、地域循環型の6次産業化の基礎を形作るものです。6次産業化については、ミルク工房やニセコワイナリー、ラララファームなど先駆的な事業展開として事例も生じていることから、今後の一層の拡充が期待されています。

（3）休耕地、耕作放棄地の市民農園などとしての活用は進んでいない

ニセコ町内の農地は、地形や地質などの自然な制約要因から、大規模な機械化農業に限界があるなど、全体として条件の厳しいところが多く、これまでも休耕地、耕作放棄地が各地に点在していました。国営緊急農地再編整備事業の整備地域外で整備されない休耕地、耕作放棄地は実質的に非農地化する傾向が強まっています。このような農地は基礎的な条件が厳しい農地であることから、これを市民農園や体験農園などとして活用する政策は現実的なものとは言えません。しかし、ニセコ町は、リゾートやそのバックヤードとしての土地利用需要が高いことから、ニセコ町全体としての望ましい土地利用の姿を描くことによって、計画的な規制や誘導を行う必要があります。

Ⅱ-2：自然エネルギーの導入と温室効果ガスの削減

※施策体系の範囲：Ⅱ-2-1～Ⅱ-2-5（データ編P85～P94）

（1）再生可能エネルギーの賦存量調査から、自然エネルギー導入の方向性が見えてきた

地域資源である再生可能エネルギーの賦存量を調べた「緑の分権改革推進事業」によって、ニセコ町内に雪氷熱利用、風力発電、中小水力発電、温泉熱などの自然エネルギーが大きな賦存量と利用可能量を有していることが分かりました。これらのエネルギー賦存量とエネルギー需要を比較した結果、ニセコ町全体としてエネルギー需要量の4倍もの自然エネルギー利用可能量があることが分かりました。このことから地域内の自然エネルギーを積極的に導入することによって、温室効果ガスを削減していく方向性が見えてきました。

（2）自然エネルギー導入の啓発が、さまざまな形で進められている

緑の分権改革以降、雪氷熱、風力、中小水力、地中熱、温泉熱、太陽光、バイオマスなど、地域内に賦存している自然エネルギーについては、さまざまな事例研究や実験的導入、実証可能性調査、事業化検討、環境学習、講演会、町民講座などが行われてきました。住民や事業者の関心も高く、多くの方がそれらに関する情報共有の場に参加してきました。しかし、まだ広く地域全体に浸透しているとは言えず、また学校等における環境学習のテーマとして取り上げられる機会も少ないことから、今後も積極的に啓発の機会を提供していく必要があります。

また、自然エネルギーに関する住民の活動も活発化しており、自主的な勉強会や講演会、学校での環境学習支援や実証実験など多様な啓発活動を展開しています。

これらの状況を受けて、自然エネルギー導入の啓発については、現在推進している環境モデル都市アクションプランの中でも重要な施策領域を占めています。

（3）公共施設でも民間の施設でも、自然エネルギーの導入や検討が進められている

自然エネルギーは、町内の各公共施設において先行的に導入されています。地中熱利用ヒートポンプの公共施設への導入は、町民センター（平成23年）、ニセコ高等学校農業用ハウス（平成23年）、有島記念館（平成23年）、ラジオニセコ（平成23年）、高齢者グループホーム（平成25年）、ニセコこども館（平成27年）の6施設に導入済みで、太陽光発電パネルは町民センターに導入されています。

この中で、ニセコこども館は地中熱ヒートポンプ導入に加えて、構造材にニセコ町の木材を使用している他、断熱材にも木質繊維断熱材を使用するなど木材を多用しており、建物の使用時のみならず廃棄過程においてもCO₂の削減に大きく貢献する施設となっています。このことについて別の視点から見ると、資源や自然エネルギーを地域内で循環させることが、CO₂削減に寄与すると言えます。このような考え方に基づいて、今後も公共施設の新築や設備更新時に、自然エネルギー設備導入を必ず検討することとしています。

一方民間の施設では、平成25年度からJAようてい雪氷熱利用貯蔵庫が稼働していますが、雪氷倉庫導入促進事業補助制度の利用はありません。平成27年度には環境省GPP（グリーンプランパートナーシップ）補助事業により民間11施設の省エネ設備導入ポテンシャル調査が行われ、その調査結果に基づき、平成28年度には民間1施設（ニセコ町温泉熱排湯利用コンソーシアム：ニセコアンヌプリ温泉湯心亭+株式会社ニセコリゾート観光協会+ニセコ町）に温泉排湯利用設備が導入されました。今後は、民間施設への自然エネルギー導入がさらに進むことが期待されています。また、町では北海道経済産業局の協力を得て、ホテル等を対象とした勉強会や省エネ診断を行うことにしています。

ニセコ町内でも太陽光発電を設置する家庭が増え、平成27年度現在で町内の9軒の家庭が北海道電力に年間約50,000kWhほどの売電を行っています。

(4) 自然エネルギーの地域内循環を目指す動きが始まった

新電力について、エネルギーの地域内循環の観点から、ニセコ町内に立地している尻別川王子水力発電所をエネルギー拠点とする新電力会社（王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社）の電力を、役場庁舎、町民センター、下水道管理センター、ニセコ小学校、ニセコ中学校、ニセコ高等学校、総合体育館、有島記念館、幼児センター、学校給食センターの公共10施設に平成28年4月から導入しています。これらの10施設で年間約300万円のコスト削減、108t（16.9%）のCO₂排出量削減が見込まれています。このように公共施設の高圧部門はすべて新電力への切り替えを行っており、今後は尻別川水力発電所の電力などをもとに各種機関の協力を得ながら、ニセコ町内で市民電力を立ち上げ、低圧部門や家庭部門へ広げていく予定です。

(5) 環境モデル都市構想の取組みによって、エネルギーの地域内循環の実現を目指す

ニセコ町が提案した「環境モデル都市構想」は平成26年3月に内閣府より採択され、平成26年度に学識経験者や町民などで検討を行い「ニセコ町環境モデル都市アクションプラン（平成26～30年）を作成しました。

このアクションプランの中に位置づけられている①家庭での草の根的な取組み、②観光分野での省エネ・再エネ利用、③エネルギー転換（再生可能エネルギーによる事業化など）の3つの重点分野を進めることで、地域資源を最大限活用し低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を先導していくことを目指しています。これらの重点分野ごとに、省エネ、再生可能エネルギー導入を進める施策を実施していきます。

言い換えれば、これらはスマートコミュニティの実現に向けた方策と実質的に同じものと想定できます。つまりスマートコミュニティ構想の実現に向けて、環境モデル都市アクションプランが具体的な推進役となることが期待できます。

(6) エネルギーの地域内循環によって実現を期す、CO₂の86%削減

「ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」では、CO₂の排出量を2050年度までに1990年度比で86%削減することを目標に掲げています。これは大胆な目標と言えますが、次のような算出によって実現可能な水準であると考えています。

ニセコ町環境モデル都市アクションプランの3重点分野を踏まえ、業務部門、運輸部門、エネルギー転換部門の3つに分けて、今後実施可能な範囲の取組みを掲げ、その取組みごとの削減量を算出しました。

① 業務・その他部門（観光分野）においては、温泉施設へのバイオマスボイラの導入、温泉排湯や温泉熱利用の促進、公共施設への再生可能エネルギー導入、町内すべての街路灯LED化、観光事業者へのCO₂削減支援及びCO₂排出抑制などにより、14,621t-CO₂の削減を図ります。

② 運輸部門においては、デマンドバスの効率化・利用拡大、低炭素型観光方法の提案・インセンティブづくり、観光バス会社の体系化、観光バス・デマンドバスのハイブリッド化・EV化・水素化などにより、3,161t-CO₂の削減を図ります。

③ エネルギー転換部門においては、地熱と水力により、11,000t-CO₂の削減を図ります。

以上の算出結果に家庭部門の削減目標を加え、全町としてのCO₂削減目標を、短期目標として2018年までに△7%、中期目標として2020年までに△30%、長期目標として2050年までに△86%と設定し、実現可能な政策として取り組んでいきます。

しかしながら、平成26年度は6.2万t-CO₂と1990年度比で35%も増加してしまいました。この数値は、事業者及び一般家庭へのヒアリングやアンケート結果から実態に即した積み上げ方式によって算出しました。平成26年度の各種統計データによる按分方法での数値は7万t-CO₂であったので、積み上げ方式で算出することで0.8万t-CO₂分は省エネや再エネに取り組んだ効果と考えることができます。いずれにせよ、観

光業が好調なこと、人口が増加していること、基礎的なエネルギー使用量が増えたことなどから確実にCO₂排出量は増加しており、今度はエネルギー源自体を転換するなど抜本的な対策が必要だと考えられます。

Ⅱ-3：省資源・省エネルギーの取組み

※施策体系の範囲：Ⅱ-3-1～Ⅱ-3-2（データ編P95～P102）

（１）交通部門・業務部門における省資源・省エネの仕組みづくり

平成 25 年度から防災訓練や産業まつり会場などで、スマートエネルギー機器（電気自動車等）のデモ展示を行ってきました。平成 27 年度には公用車 2 台をクリーンディーゼル、低燃費車に更新しています。さらに、グリーンバイクの電気アシスト化を進めることにより、観光客のマイカーの利用を抑制して運輸部門のCO₂削減に寄与しています。今後はエコカー導入に限らず、域内の交通機関のシェアリングを進めるなど、多様な展開を進める必要があります。

また、大量輸送公共交通機関について、平成 24 年度からそれまでのふれあいシャトル（町内循環バス方式）からデマンドバス方式に移行し、ワゴン車両 2 台により運行を続けてきましたが、運行実態の中からさまざまな問題点が指摘されるようになりました。特に地域によって評価のばらつきが大きい等の点から、デマンドバスの実態把握とその背景分析及び課題の整理と解決策の検討を進める必要性が高まっています。デマンドバス利用によって温室効果ガスは年間 8t-CO₂ ほど削減されています。

さらに大量輸送機関としての鉄道の役割は、環境面においても大きな意義を有していますが、これまで、この交通機能の維持に向けた活動は特に行っていませんでした。北海道新幹線の整備が進む中で、環境面以外の側面からも鉄道在来線の意義が見直されています。また、近年 J R 北海道における安全対策への対応から施設の老朽化や経営状況の課題が明らかとなり、運行本数の減少などの影響も生じているため、関係機関への働きかけを強めていきます。

一方、業務部門における省資源、省エネの取り組みとして、大規模観光事業者へのヒアリングや意見交換を通して、多くの事業者がすでに LED 照明などの省エネに取り組んでいることがわかってきました。大規模観光事業者の平成 26 年度の電力使用量から LED 照明に切り替えている施設数や割合から推計した温室効果ガスは 522t-CO₂ になります。この数値は町民センターの地中熱ヒートポンプ導入による CO₂ 削減量 83t-CO₂ の 6 倍です。

（２）住宅に関する省資源・省エネの仕組みづくり

一般の住宅などにおける省資源・省エネの取組みとして、一定の省エネ基準に対応する民間住宅の断熱改修工事への補助を上限 30 万円まで行う制度の利用が、平成 24 年度から 27 年度まで毎年実績 1 件程度で推移してきましたが、この利用拡大を図るため補助の要件について一部拡大や限度額の見直しを検討しています。

また、今後は住宅の新築に際して、高気密・高断熱仕様の住宅を地元の木材を使用して地元の工務店等が建設することによって、初期投資はある程度高水準の価格であっても地域内での資源・エネルギーや経済の循環を進め、長期間にわたる化石燃料による暖房費が地域外に流出する度合いを減らす仕組を地域に定着させることが求められます。そのような資源・エネルギーの地域内循環は、地域生活全体の質を高めることとなります。

しかし、このような仕組を地域に定着させるためには、住民個人だけの努力では限界があります。長い目でみれば環境的にも経済的にも効率を高める省資源・省エネルギーの仕組であっても、初期投資を可能にする支援の仕組がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。実際には住民や事業者個々の取組みであっても、その集積によって地域全体が質が高まることになるので、町としてこの支援の仕組づくりに関与していくことが求められるでしょう。

(3) ライフスタイル全般にわたる家庭での省資源・省エネの取組み

省資源や省エネルギーについては、ごみの分別などと同様、住民や事業者の日常的な取組みが基本ですが、その実施意欲や行動を喚起するためには、省資源や省エネルギーに関する正しい理解と、その行動が自身の生活にもたらすさまざまな影響について適切に判断できるよう住民同士で理解を深められる機会と場の提供が必要です。省資源と省エネルギーのライフスタイルを通じて、地域全体の低炭素化に参加するインセンティブを高める工夫が求められます。

また、省資源や省エネについて理解を深め、そのライフスタイルを実践しようとする住民に対して、課題解決につながる施策や支援の仕組みも必要となります。

しかし一方では、省資源や省エネルギーは今後のまちづくりにとって極めて重要な目標ですが、そのことのために、それがコミュニティとして暗に強要されるような雰囲気醸成することは避け、「ニセコ町まちづくり基本条例」にも掲げられているように、あくまでも住民一人ひとりの「自主性及び自立性が尊重」（第10条）されることが重要です。省資源・省エネルギーの低炭素社会で生きることが人生そのものとして、またライフスタイルとしても喜びであるコミュニティの実現がもっとも大事なことであることを忘れるわけにはいきません。

Ⅱ-4 : ごみの分別と資源化

※施策体系の範囲：Ⅱ-4-1～Ⅱ-4-4（データ編P103～P112）

（１）３Ｒをさらに進めて再資源化率を向上させるポイントを、分別の現場から学ぶ

３Ｒ（リユース／再使用、リサイクル／再資源化、リデュース／ごみ減量）についての啓発は、町広報誌で毎年関連記事を掲載しています。ニセコ町は、ごみの資源化という観点から、「リサイクル率」を重視してきましたが、羊蹄山麓広域収集による固形燃料（以下、RDF）施設の稼働（平成26年12月）に伴って、RDF（サーマルリサイクル）を含んだ資源化率は92.2%、RDFを含まない（マテリアルリサイクルのみ）資源化率は49.5%となっています（平成27年度）。この2つの指標をどのように評価するのが今後のニセコ町における省資源・省エネルギー政策の新たな段階を導く鍵となるでしょう。リサイクル不可能なごみを燃えるごみとしてRDF製造の原料とする方向を強化するのか、それとも、リサイクル不可能なごみのさらなる分別を徹底して、マテリアルリサイクルを一層進めつつサーマルリサイクルを可能な限り減少する方向とするのか。これらの問題を、ニセコ町の理想とする省資源・省エネルギーの将来のあるべき姿を明確にしなが、ら、その中で検討することが求められます。

一方で、ごみ全体の減量化は進んでいないことから、リデュースを積極的に進める必要があるものの、有効な具体策の絞り込みや啓発は行われていないのが実状です。ごみ分別の現場の情報をもとに、専用袋に入られていない生ごみ、ペットボトルのキャップ、色物の発泡スチロール等を含んだリサイクル不可能なごみの分別啓発を徹底するなどの必要があります。分別を徹底することにより資源化できないごみを限りなくゼロにする努力と、ごみの排出自体を限りなくゼロにする努力は、相互に密接に関連する方策となることが想定されますが、そのことを意識した議論や検討が必要な段階に入ったと言えるでしょう。そのためにも、分別と減量の実態を目で見て実感でき、具体的な解決策を考えるヒントが潜んでいるごみ処理や再分別のリサイクル施設等の見学は、極めて有効です。そのような見学会は、まだ機会が少ないですが、地元の施設や広域処理をしている他町村の施設の現場見学から、解決策を見出ししていくことを目指します。

（２）不法投棄の防止は、日常的な清掃美化活動の積み重ねによって

不法投棄の情報が入ると、警察に相談もしくは通報を行っていますが、不法投棄は通報されても投棄者を特定できるケースは少なく、日常的な監視活動は非現実的であり、巡回活動も限界があります。

しかし、きれいな場所には不法投棄もされにくいという経験的事実が認められているので、普段からの環境美化活動が最大の不法投棄防止策と言えます。

ごみのポイ捨てや不法投棄を防ぐためには、個々人の日常の行為として、そして地域社会全体として、可能な限り広い範囲でごみ拾いを行い、きれいな場所を常に創り出し広げていく営みを定着させることが効果的である、ということになります。もちろん、この行為は、あくまでも住民の主体的な行動として位置づけられるべきで、強要されるものでないことは当然です。

さまざまな団体や住民、町職員が参加して行うごみ拾いや清掃、草刈り等といった環境美化活動の経緯とその成果についての情報を共有することによって、今後もより広範囲な自主的な住民参加や事業所の参加を目指して、ニセコ町の環境を創り守るまちづくりを進めていきます。

「まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。」

（『ニセコ町まちづくり基本条例』前文より）